

水質汚濁防止法における事故時の措置の概要

- 対象物質と施設との関係 -

		物質		
		有害物質	指定物質	油
事故時措置	特定施設	製造、使用、 処理	—	—
	指定施設	貯蔵、使用	製造、貯蔵、 使用、処理	—
	貯油施設等	—	—	貯蔵、処理

今回新たに事故時措置の対象となった項目

特定施設、指定施設、貯油施設等の各施設はそれぞれ重複することがあり得る。